資 料 集

玉野市下水道事業審議会委員名簿

	氏 名	団体名等
1	加藤 珪一	学識経験者
2	森永 美代子	玉野市女性団体連絡協議会
3	加藤 篤志郎	玉野商工会議所
4	角田 智広	玉野青年会議所
5	城戸 清宏	玉野市老人クラブ連合会
6	田中 徹	玉野市コミュニティ協議会
7	船着 哲夫	東児地区コミュニティ協議会
8	大賀 和弘	公募委員
9	常井 稔	公募委員
10	岡本 弘美	公募委員

(敬称略・順不同)

○玉野市下水道事業審議会条例

平成25年6月24日条例第28号

玉野市下水道事業審議会条例

(設置)

- 第1条 下水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条 の4第3項の規定に基づき、玉野市下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (所掌事務)
- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。
 - (1) 下水道整備に関すること。
 - (2) 下水道使用料に関すること。
 - (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体が推薦する者
 - (3) 下水道使用者
 - (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議及び答申が終了したとき、その職を解かれるものとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会の会議は、市長が招集する。 (玉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)
- 3 玉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例(昭和44年玉野市条 例第4号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成28年3月23日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

玉野市審議会等の会議の公開に関する要綱 <抜粋>

(目的)

第1条 この要綱は、審議会等の会議を公開し、市民の市政に対する理解と信頼を深め、より一層開かれた市政の実現を推進することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 この要綱の対象とする会議は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第 3項の規定に基づき設置された附属機関及び要綱等により設置された附属機関に準ずる 機関(以下「審議会等」という。)の会議とする。

(会議公開の原則)

- **第3条** 審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。
 - (1) 法令等の規定により、会議を公開することができないと認められるとき。
 - (2) 玉野市情報公開条例(平成11年玉野市条例第24号)第8条各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)を取り扱うとき。
 - (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想されるとき。

玉野市情報公開条例 〈抜粋〉

(不開示情報)

- 第8条 前条に規定する不開示情報は、次の各号に掲げる情報とする。
 - (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、公にすることができないとされている情報
 - (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に 記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事 項をいう。)により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合するこ とにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち一般に 公表を望まない正当な理由があると認められるもの又は特定の個人を識別することは

できないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとさは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な 利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で、任意に提供されたものであって、 法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの、その他の当該条 件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる もの
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防及び捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関の長が認めるに足りる相当の理由がある情報
- (5) 市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、その他公共団体 又は公共的団体(以下「国等」という。)との間における協議、協力、依頼等に基づい

- て実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、市と国等との 協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるもの
- (6) 市の内部又は市と国等との間における審議、検討又は協議等に関する情報であって、 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる おそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、 若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 実施機関の行う事務、事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務、事業の性質上、当該事務、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違 法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を 不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ



玉下第351号

玉野市下水道事業審議会会長 様

玉野市長 黒 田



玉野市公共下水道事業の経営について (諮問)

玉野市公共下水道事業の今後の基本的な運営方針について、玉野市下水道事業審議会条例第2条の規定により、玉野市下水道事業審議会の意見を求めます。



諮問の趣旨

今後の下水道の整備計画及び運営財源について

本市では、昭和45年度から単独公共下水道事業として玉野処理区の整備を、また、昭和61年度から児島湖流域関連公共下水道事業として、児島湖処理区の整備を行っており、各地域において順次事業の拡大に努めてまいりました。

平成30年度末における玉野市の下水道事業による処理人口は56,479人で、行政人口に対する普及率は95.2%と岡山県内の15市で1位という状況でございます。

公共下水道は、快適で衛生的な生活環境の提供と公共用水域の水質保全という役割を担っておりますが、その事業運営は、公営企業として、一般会計との間の適正な経費負担区分を前提に、使用料収入によって経費を賄うという独立採算制の下に行われなければならず、本市では平成15年度に公営企業に移行し、『堅実な経営』を求められてきました。

また、前回の審議会において「一般会計繰入金の額の維持を要望する」との答申をいただいたにもかかわらず、一般会計の財政健全化を図るため、平成28年度から平成30年度までの3年間、それまでの年間9億円であった繰入金を2億円減の7億円とし、令和元年度においても8億2千万円となってございます。

このような状況から、玉野市下水道事業の健全な運営を行うため、今後の下水道の整備計画、並びに一般会計繰入金及び下水道使用料の水準等、基本的な運営方針について、意見を求めるものであります。